

京都市監査規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月30日

| | |
|---------|-------|
| 京都市監査委員 | 山本 惠一 |
| 同 | 隠塚 功 |
| 同 | 鶴谷 隆 |
| 同 | 光田 周史 |

京都市監査委員規程第1号

京都市監査規程の一部を改正する規程

京都市監査規程の一部を次のように改正する。

目次中 「第2章 監査等の実施（第4条～第11条）
第3章 監査等の結果（第12条～第19条）」 を

「第2章 実施方針及び計画の策定（第4条）

第3章 監査等の実施（第5条～第11条）

第4章 監査等の結果（第12条～第21条）

第5章 都市監査基準への準拠（第22条）」

に改める。

第1条中「その他別に定めがある」を「及びこれらの法律に基づく命令に定める」に改め、「法、地方公営企業法又は財政健全化法の規定により」を削る。

第12条第1項中「監査委員の責任の範囲を明らかにするために必要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、監査等の性質によりその記載事項を省略することがある。

- (1) 都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠して監査等を実施した旨（同基準に準拠して監査等を実施しなかった場合にあっては、その旨及びその理由）
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 前各号に掲げるもののほか、監査委員が必要と認める事項

第12条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 監査委員は、重要な監査等の手続を実施することができなかつたことにより監査等の結果を決定するための合理的な基礎を形成することができなかつたときは、監査等の結果にその旨、実施することができなかつた手続及びその理由を記載するものとする。

第13条本文中「その事務を補助する職員（以下「」及び「」という。）」を削り、同条ただし書中「第10条」を「第11条」に、「講評」を「弁明又は見解の聴取」に改める。

第19条中「文書」を「書面」に改め、「通知する」の右に「とともに、これを公表するものとする」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定による認定は、監査委員の合議によるものとする。

3 第1項の規定による公表は、インターネットを利用して行うものとする。

第19条の次に次の2条を加える。

（住民監査請求に基づく監査の合議不調の場合の取扱い）

第20条 法第242条第4項の規定による監査及び勧告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同条第8項に規定する合議により決定することができない場合には、その旨及び各監査委員の意見を書面により請求人に通知するとともに、これらを公表するものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（監査調書）

第21条 監査調書は、次に掲げる文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「文書等」という。）により構成されるものとする。

(1) 年間監査計画

(2) 個別監査実施計画

(3) 監査等の結果

(4) 前3号に掲げるもののほか、監査委員協議会において協議し、又は合議した事項に係る文書等

(5) 指摘又は勧告の根拠となった資料（当該資料を監査の対象となったものが所有している場合にあつては、当該資料の写し）

(6) 第11条の規定による弁明又は見解の聴取の際、関係職員等から提出された文書等

(7) 市長、議会、公営企業管理者又は住民の要求又は請求に基づく監査にあつては、そ

の要求書又は請求書（要求書又は請求書に添付された書面を含む。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、監査委員が監査調書として保存する必要があると認める文書等

第3章を第4章とする。

第4条を削る。

第5条に次の1項を加える。

2 監査委員は、地方自治法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納の事務の委託を受けた者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めるものとする。

第10条を削る。

第9条中「ときは」を「場合には」に、「場合」を「とき」に改め、同条を第10条とする。

第8条を削り、第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(試査又は精査)

第9条 監査等の手続における試査又は精査の選択は、監査等の種類、対象及び目的、内部統制の有効性の程度等を考慮して行うものとする。ただし、監査（定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等監査及び公金の収納又は支払の事務に関する監査に限る。）、検査及び審査の手続においては、試査（監査委員が必要と認める事項にあつては、精査）によるものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(監査等の実施)

第6条 監査委員は、個別監査実施計画に基づき、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。

第11条を次のように改める。

(弁明又は見解の聴取)

第11条 監査委員は、原則として、監査の結果を決定する前に、補助職員（監査委員の事務を補助する職員をいう。以下同じ。）に、関係職員等の弁明又は見解の聴取を行わせるものとする。ただし、監査委員がその聴取を自ら行うことを妨げない。

2 前項本文の規定による聴取は、書面により行うものとする。

第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 実施方針及び計画の策定

第4条 監査委員は、監査等を効果的かつ効率的に実施するための方針（以下「実施方針」という。）を策定するものとする。

2 実施方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監査等の実施に関する基本的な方向
- (2) 重点的に監査等を実施すべき項目に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、監査等の実施に関する重要事項

3 監査委員は、実施方針に基づき、年間監査計画（年間における監査（定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査に限る。）、検査及び審査の実施に関する計画をいう。以下同じ。）及び個別監査実施計画（個々の監査等の実施に関する計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

4 年間監査計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 実施する監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別の実施予定時期
- (3) 監査等の実施体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか、監査委員が必要と認める事項

5 個別監査実施計画は、次に掲げる事項について体系的に定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の実施場所及び日程
- (6) 監査等の担当者及び事務分担
- (7) 前各号に掲げるもののほか、監査委員が監査等の実施上必要と認める事項

6 実施方針、年間監査計画及び個別監査実施計画の策定は、おおむね次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 本市が置かれている環境
- (2) 議会の審議状況
- (3) 市長その他監査等の対象となる組織の長が掲げる理念及び方針
- (4) 監査等の対象となる組織、事務又は事業（以下「組織等」という。）の管理体制

- (5) 監査等の対象となる組織等における情報通信の技術の利用状況
- (6) 過去の監査の結果に対する措置の状況
- (7) 監査資源（人材，物品，予算，時間その他の監査等に活用することができる資源をいう。）
- (8) 年間監査計画及び個別監査実施計画にあつては，リスク（監査等の対象となる組織等の目標の達成を阻害する要因をいう。）が及ぼす影響の重要度
- (9) 年間監査計画のうち監査に係る部分にあつては，中期的な観点に基づく実施の見通し

7 前項第8号のリスクが及ぼす影響の重要度は，必要に応じて内部統制の整備及び運用の状況を有効性の観点から評価したうえで，総合的に判断するものとする。

本則に次の1章を加える。

第5章 都市監査基準への準拠

第22条 この規程に定めるもののほか，監査等は，都市監査基準に準拠して実施するものとする。

附 則

この規程は，平成29年4月1日から施行する。

(監査事務局)